

春日部市下水道条例の一部を改正する条例

春日部市下水道条例（平成17年条例第156号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(使用料) 第28条 2 使用料は、使用者が公共下水道に排除した汚水量に応じ、別表に定める基本料金及び超過料金の合計額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額とする。ただし、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。	(使用料) 第28条 2 使用料は、使用者が公共下水道に排除した汚水量に応じ、別表に定める基本料金及び超過料金の合計額に <u>100分の105</u> を乗じて得た額とする。ただし、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の春日部市下水道条例の規定にかかわらず、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）前から継続している公共下水道の使用で、施行日から平成26年4月30日までの間に使用料の支払を受ける権利が確定するものの当該確定した使用料（施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定する日が同月30日後である公共下水道の使用にあつては、当該確定した使用料のうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する使用料を前回確定日（その直前の使用料の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。）については、なお従前の例による。
- 3 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。